違法配信からの私的使用目的の録音録画の違法化について

平成30年8月10日 文化庁長官官房著作権課

- 〇 平成21年1月に取りまとめられた文化審議会著作権分科会報告書において示された 提言に基づく平成21年著作権法改正により、著作権等を侵害する自動公衆送信を受信 して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実(=著作権等を侵害する自動公衆送 信であること)を知りながら行う場合は、私的使用目的の複製に係る権利制限の対象外 とされた(その後、平成24年著作権法改正において、内閣提出法案に対する修正によ り、上記のうち有償著作物等に係るものが刑事罰の対象とされることとなった。)。
- 録音録画以外の著作物の私的複製については、上記の著作権分科会報告書では、一部のプログラムの著作物を除き特に要望や複製実態についての報告は寄せられておらず、「複製の実態を勘案しながら、また利用者に混乱を生じさせないとの観点にも配意して、検討の熟度に応じて段階的に取扱いを判断していくことを視野に入れつつ、引き続き、検討を行っていくことが適当」とされている。

【文化審議会著作権分科会報告書(平成21年1月)(抄)】

- 第1編 法制問題小委員会
- 第4章 その他の課題
- 第1節 私的使用目的の複製の見直しについて
- 〇 本小委員会では、「著作権法に関する今後の検討課題」(平成17年1月24日文化審議会著作権分科会)に基づいて、私的使用目的の複製の実態等を踏まえた私的使用目的の複製の範囲の見直しを検討課題としているが、平成19年1月の著作権分科会報告書において、私的録音録画小委員会の検討の状況を見守り、その結論を踏まえて、必要に応じて、私的複製の在り方全般について検討を行うことが適当とされたことを受け、今期は、私的録音録画小委員会において著作権法第30条の範囲から除外すべき録音録画の類型が報告されたことを踏まえて、録音・録画以外の著作物の私的複製の取扱いについて検討を行った。
- 私的録音録画小委員会における報告は、違法配信等からの録音録画についてまず所要の措置を 講ずべきとしているが、本小委員会は、この取扱いが理論的には録音録画に限定される問題では ないことを踏まえ、録音・録画以外の著作物の私的複製についても、その実態等を把握した上で 検討を行うべきものと考える。
- 特に、プログラムの著作物(とりわけゲームプログラム)について関係者からの要望が強く寄せられており、特定の種類のゲームソフトについて違法配信からの複製の実態が相当量にのぼっていることが報告されている状況にあることから、録音録画と同様の措置を講ずる必要性が認められる。しかしながら、他の種類のゲームソフトやビジネスソフトまでを含めた場合に違法配信からの複製が正規のビジネスに与えている影響の程度等について、なお検討を要する点が残っている。
- また、その他の著作物の私的複製については、現在のところ、特に要望や複製実態についての報告は寄せられていない。これら録音録画以外の著作物の私的複製の取扱いについては、引き続き複製の実態を勘案しながら、また利用者に混乱を生じさせないとの観点にも配意して、検討の熟度に応じて段階的に取扱いを判断していくことを視野に入れつつ、引き続き、検討を行っていくことが適当と考える。